

令和8年4月

障害福祉



ガイドブック



女川町

ガイドブックについて

このガイドブックは、主に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が利用できる制度やサービスについて、その概要を紹介したものです。また、難病患者、高齢者の方が対象の制度等についても一部を掲載しています。紙面の都合上、掲載内容が限られておりますので、詳しくは、記載されている担当窓口にお問い合わせ願います。

※掲載内容は、概ね令和8年4月1日現在の内容で作成しておりますが、その後、内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

個人番号（マイナンバー）が必要な手続きには、

【法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定】

- ①『**個人番号の確認**』（対象者本人及び同居する家族等）と
- ②『**本人（身元）確認**』（申請者の公的な身分証等（障害者手帳や免許証等））が必要です。

《参考:主な障害について》

区 分	内 容																																																																																
身 体 障 害 者	◎身体障害者手帳の交付を受けている方 ◎障害種別及び等級：障害の重い順に1級～6級																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平衡機能</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>言語・そしゃく</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>脳原性による運動機能</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>心臓,腎臓,呼吸器,小腸・ぼうこう又は直腸</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>肝臓</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>免疫機能</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	視覚	○	○	○	○	○	○		聴覚		○	○	○		○		平衡機能			○		○			言語・そしゃく			○	○				肢体不自由	○	○	○	○	○	○	○	脳原性による運動機能	○	○	○	○	○	○	○	心臓,腎臓,呼吸器,小腸・ぼうこう又は直腸	○		○	○				肝臓	○	○	○	○				免疫機能	○	○	○	○			
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級																																																																									
	視覚	○	○	○	○	○	○																																																																										
	聴覚		○	○	○		○																																																																										
	平衡機能			○		○																																																																											
	言語・そしゃく			○	○																																																																												
	肢体不自由	○	○	○	○	○	○	○																																																																									
	脳原性による運動機能	○	○	○	○	○	○	○																																																																									
	心臓,腎臓,呼吸器,小腸・ぼうこう又は直腸	○		○	○																																																																												
肝臓	○	○	○	○																																																																													
免疫機能	○	○	○	○																																																																													
※肢体不自由の場合は、7級の障害が二つ以上重複した場合に6級となります。 ※制度によっては、身体障害者手帳が交付されていなくても、実際に身体に障害があると認められれば、身体障害者とみなす場合もあります。																																																																																	
知 的 障 害 者	◎療育手帳の交付を受けている方 ◎障害程度：A：最重度（おおむねIQ20以下）、重度（おおむねIQ21～35） B：中度（おおむねIQ36～50）、軽度（おおむねIQ51～70） ※広汎性発達障害の診断を受けている場合IQ79まで																																																																																
	注）IQは障害程度の目安であり、日常生活状況の介護度によっても異なります。 ※制度によっては、療育手帳が交付されていなくても、18歳以前に知的能力に障害があると認められれば、知的障害者とみなす場合もあります。																																																																																
精 神 障 害 者	◎精神疾患により、日常生活や社会生活に制約がある方 ◎手帳等級：障害の重い順に1級から3級 ※制度によっては、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方や自立支援医療（精神通院）の対象者に限定する場合があります。																																																																																
第1・2種障害者	◎旅客鉄道運賃割引の区分 ・身体障害者手帳の場合は、手帳に記載されています。 ・療育手帳の場合は、第1種は等級が「A」の方、第2種は「B」の方																																																																																

障害者手帳手続の必要書類一覧

★各手続きに、印鑑・マイナンバーが確認できるもの・身分証明書(運転免許証等)が必要です。

手帳区分	手続の種類	現在所持している手帳			診断書		顔写真 (たて4cm×よこ3cm)	前住所地の所得(課税・非課税)証明書	障害年金証書写(払込通知書可)	障害年金に関する同意書 窓口	宮城県への照会同意書 窓口	担当者の聞き取り(20~30分)	母子手帳	おくすり手帳等(服薬されている方)	
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳用	精神障害者保健福祉手帳用									
身体	新規申請				●		2枚								
	変更	障害等級	●			●		2枚							
		氏名・住所	●												
	再交付	紛失						1枚							
		破損	●					1枚							
転入(県内外共通)	●							●							
療育	新規申請						2枚					●	●	●	
	再判定		●									●	●	●	
	変更(氏名・住所)		●												
	再交付	紛失						2枚							
		破損		●				2枚							
	転入	県外(仙台市含む)		●				2枚	●				●	●	●
県内			●					●							
精神	新規申請	診断書による				●	1枚								
		年金証書による					1枚		●	●					
	更新申請	診断書による			●	●		余白無のみ1枚							
		年金証書による			●				●	●					
	変更	障害等級	更新申請と同じ												
		氏名・住所			●										
	再交付	紛失						1枚							
		破損			●			1枚							
	転入	県外(仙台市含む)			●			1枚	●			●			
県内				●				●							

目次

手当・年金	7
①障害児福祉手当	7
②特別障害者手当	7
③特別児童扶養手当	7
④児童扶養手当	8
⑤障害基礎年金	8
⑥障害厚生年金	8
⑦障害手当金	9
⑧心身障害者扶養共済制度	9
医療	9
⑨自立支援医療（更生医療）	9
⑩自立支援医療（育成医療）	10
⑪自立支援医療（精神通院医療）	10
⑫心身障害者医療費助成	11
⑬特定疾病療養受療証の交付	11
⑭後期高齢者医療への切替と撤回	11
⑮母子・父子家庭医療費助成	12
税金・公共料金の減免等	12
⑯障害者控除	12
⑰NHK放送受信料の減免	12
⑱自動車税（種別割）・自動車取得税（環境性能割）の減免	13
⑲郵便はがきの無償配布（青い鳥郵便はがき）	14
⑳郵便料金の減免	14
㉑携帯電話基本使用料等の割引	14
㉒ふれあい案内（NTT 無料番号案内104番）	14
㉓NTT ファックス104	14
公共交通機関・自動車	15
㉔有料道路通行料金の割引	15
㉕JR 運賃の割引	15
㉖タクシー運賃の割引	16
㉗宮城交通バス運賃の割引	16
㉘私鉄運賃の割引	16
㉙仙台市地下鉄・バス運賃の割引（仙台市交通局）	17
㉚航空機（国内線）運賃の割引	17
㉛旅客船運賃の割引	17
社会参加の促進	18
㉜福祉タクシー券	18

③③ガソリン費助成.....	18
③④自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成.....	18
③⑤精神障害者コミュニティサロン.....	19
③⑥自動車運転適正相談.....	19
③⑦駐車禁止除外車両標章の交付.....	19
日常生活の援助等	20
③⑧在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成.....	20
③⑨紙おむつ等助成券.....	20
④⑩車いす貸出.....	20
④⑪生活福祉資金の貸付.....	20
④⑫手話通訳者・要約筆記者の派遣.....	21
④⑬成年後見制度.....	21
④⑭みやぎ地域福祉サポートセンター「まもり〜ぶ」.....	21
住宅改造・補装具・日常生活用具の給付	22
④⑮高齢者・障害者住宅改造資金助成.....	22
④⑯補装具の購入・借受け・修理.....	22
④⑰難聴児補聴器助成事業.....	23
④⑱日常生活用具の給付等.....	23
障害福祉サービス（障害者総合支援法・児童福祉法）	26
その他制度	31
各種相談窓口	32

対象者

身: 身体障害者
 知: 知的障害者
 精: 精神障害者
 難: 難病患者

身体障害者手帳

区分	制度	身体障害者手帳						窓口	ページ
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
手当・年金	① 障害児福祉手当	△	△					健康福祉課 (福祉係)	7
	② 特別障害者手当	△	△					健康福祉課 (福祉係)	7
	③ 特別児童扶養手当	●	△	△	△			健康福祉課 (子育て支援係)	7
	⑤～⑦ 障害基礎年金 等	国民年金施行令の認定基準による						町民生活課 (国民年金係) 石巻年金事務所	8～9
	⑧ 心身障害者扶養共済制度	●	●	●				健康福祉課 (福祉係)	9
医療費	⑨ 自立支援医療（更正医療）	肢体・腎臓・心臓機能障害等						健康福祉課 (福祉係)	9
	⑩ 自立支援医療（育成医療）	肢体・腎臓・心臓機能障害等						健康福祉課 (福祉係)	10
	⑫ 心身障害者医療費助成	●	●	△				健康福祉課 (福祉係)	11
	⑭ 後期高齢者医療への切替と撤回	●	●	●	△			町民生活課 (国保年金係)	11
税金・公共料金の減免	⑯ 障害者控除	●	●	●	●	●	●	所得税：税務署 住民税：税務課	12
	⑰ NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	健康福祉課 (福祉係)	12
	⑱ 自動車税・自動車取得税の減免	●	●	△	△	△	△	県税事務所	13
	⑲ 郵便はがきの無償配布	●	●					郵便局	14
	⑳ 郵便料金の減免	●	●	●	●	●	●	郵便局	14
	㉑ 携帯電話料金の割引	●	●	●	●	●	●	携帯電話取扱店	14
	㉒ ふれあい案内（NTT無料番号案内）	1～6級視覚障害者、1・2級肢体不自由者						NTT東日本 宮城支店	14
交通機関の割引	㉔ 有料道路通行料金の割引	●	●	●	●	●	●	健康福祉課 (福祉係)	15
	㉕ JR運賃の割引	●	●	●	●	●	●	みどりの窓口	15
	㉖ タクシー運賃の割引	●	●	●	●	●	●	各タクシー会社	16
	㉗～㉓ バス・私鉄・航空・旅客船割引	●	●	●	●	●	●	各交通機関	16～17
社会参加の促進	㉔ 福祉タクシー券の交付	●	●	●				健康福祉課 (福祉係)	18
	㉕ ガソリン費助成	●	●	●				健康福祉課 (福祉係)	18
	㉖ 自動車運転免許費・改造費の助成	肢体不自由						健康福祉課 (福祉係)	18
	㉗ 自動車運転適性相談	●	●	●	●	●	●	石巻運転免許センター	19
	㉘ 駐車禁止除外車両標章の交付	●	△	△	△	△	△	管轄警察署交通課	19
日常生活の援助等	㉙ 在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成	●	●	●	●			健康福祉課 (福祉係)	20
	㉚ 紙おむつ等助成券の交付	●	●					健康福祉課 (福祉係)	20
	㉛ 車いすの貸出	●	●	●	●	●	●	女川町社会福祉協議会	20
	㉜ 生活福祉資金の貸付	△	△	△	△	△	△	女川町社会福祉協議会	20
	㉝ 手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚・音声・言語障害						健康福祉課 (福祉係)	20
	㉞～㉟ 住宅改造・補装具・日常生活用具	障害の種類により給付要件が異なります						健康福祉課 (福祉係)	22～23

療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

区分	制度	療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			窓口	ページ
		A	B	1級	2級	3級		
手当・年金	① 障害児福祉手当	△		△	△		健康福祉課 (福祉係)	7
	② 特別障害者手当	△		△			健康福祉課 (福祉係)	7
	③ 特別児童扶養手当	●	△	●	△	△	健康福祉課 (子育て支援係)	7
	⑤～⑦障害基礎年金等	国民年金施行令の認定基準による					町民生活課 (国民年金係) 石巻年金事務所	8～9
	⑧ 心身障害者扶養共済制度	●	●	△	△	△	健康福祉課 (福祉係)	9
医療費	⑪ 自立支援医療（精神通院医療）			●	●	●	健康福祉課 (福祉係)	10
	⑫ 心身障害者医療費助成	●		●			健康福祉課 (福祉係)	11
	⑭ 後期高齢者医療への切替と撤回	●		●	●		町民生活課 (国保年金係)	11
税金・公共料金の減免	⑯ 障害者控除	●	●	●	●	●	所得税：税務署 住民税：税務課	12
	⑰ NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	健康福祉課 (福祉係)	12
	⑱ 自動車税・自動車取得税の減免	●		●			県税事務所	13
	⑲ 郵便はがきの無償配布	●					郵便局	14
	㉑ 携帯電話料金の割引	●	●	●	●	●	携帯電話取扱店	14
	㉒ ふれあい案内（NTT無料番号案内）	●	●	●	●	●	NTT東日本 宮城支店	14
交通機関の割引	㉔ 有料道路通行料金の割引	●					健康福祉課 (福祉係)	15
	㉕ JR運賃の割引	●	●				みどりの窓口	15
	㉖ タクシー運賃の割引	●	●				各タクシー会社	16
	㉗～㉓①バス・私鉄・航空・旅客船割引	●	●	●	●	●	各交通機関	16～17
社会参加の促進	㉓② タクシー券の交付	●	●	●	●	●	健康福祉課 (福祉係)	18
	㉓③ ガソリン費助成	●	●	●	●	●	健康福祉課 (福祉係)	18
	㉓④ 自動車運転免許費・改造費助成	●	●				管轄警察署交通課	18
	㉓⑤ 精神障害者コミュニティサロン			●	●	●	健康福祉課（福祉係） 障害者コミュニティサロン"かい"	19
	㉓⑦ 駐車禁止除外車両標章の交付	●					管轄警察署交通課	19
日常生活の援助等	㉓⑧ 紙おむつ等助成券の交付	●					健康福祉課 (福祉係)	20
	㉓⑨ 生活福祉資金の貸付	△	△	△	△	△	女川町社会福祉協議会	20
	㉓⑩ 成年後見制度	本人の判断能力が十分でない方					仙台家庭裁判所石巻支部又は相談支援事業所又は女川司法書士センター	21
	㉓⑪ みやぎ地域福祉サポートセンター「まもり～ぶ」						女川町社会福祉協議会	21
	㉓⑫～㉓⑭補装具・日常生活用具	障害の種類により給付要件が異なります					健康福祉課 (福祉係)	22～23

●：おおむね該当 △：条件付該当 空欄：非該当または判断不可能

手当・年金

①障害児福祉手当



支給額 (R8.4~) : 月額 16,560 円
支給月 : 2、5、8、11 月

受給者	20歳未満の重度障害児
内容	<p>おおむね下記の障害程度に該当し、障害児福祉手当認定基準を満たす場合に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳おおむね1・2級の一部 ・療育手帳A（おおむねIQ20以下） ・重度の知的障害、精神障害により日常生活の動作や行動が一人で困難な状態 ・重篤な疾患により長期にわたり常時安静、就寝を要する状態
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限額を超過している場合 ・障害児が施設に入所している場合 ・障害を理由とする公的年金を受給している場合
窓口	健康福祉課（福祉係）

②特別障害者手当



支給額 (R8.4~) : 月額 30,450 円
支給月 : 2、5、8、11 月

受給者	20歳以上の重度障害者
内容	<p>寝たきり等常時特別な介護が必要で、おおむね下記の障害程度に該当し、特別障害者手当認定基準を満たす場合に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度（身体障害者手帳1・2級程度）の障害を重複している場合 ・重度身体障害と重度知的・精神障害を重複している場合 ・重度の内部障害、重篤な疾患により長期にわたり常時安静、就寝を要する場合 ・重度知的・精神障害により日常生活の動作や行動が一人でほとんどできない状態
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限額を超過している場合 ・施設入所、3か月以上入院している場合
窓口	健康福祉課（福祉係）

③特別児童扶養手当



支給額 (R8.4~) : (1級) 月額 58,450 円
(2級) 月額 38,930 円
支給月 : 4、8、11 月

受給者	20歳未満の障害児の保護者
内容	<p>下記のいずれかに該当する方 ※内臓疾患、血液疾患等により下記同等の障害がある場合は、対象となる場合があります。</p> <p>手当1級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳おおむね1・2級 ・療育手帳A ・精神障害により日常生活において常に他人の介助・保護を必要とする状態
	<p>手当2級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳おおむね3級及び4級の一部 ・療育手帳Bの一部 ・精神障害により他人の介助は必要としないが、日常生活が極めて困難な状態
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限額を超過している場合 ・障害児が施設に入所している場合（保護者との入所を除く）
窓口	健康福祉課（子育て支援係）

④ 児童扶養手当

支給額等は担当窓口(子育て支援係)へお問合せ下さい。

受給者	18歳に達する日以後の3月31日までの児童(一定の障害状態である場合は20歳未満)を養育している母親又は父親等
内容	父母の離婚等により父又は母と生計を同一にしていない児童を養育している家庭等に支給 ※父・母と生計を同じにしている場合、父又は母が政令で定める(又は重度)の障害を有する場合は、対象となる場合があります。 所得や児童数に応じて支給額が決まります。(1、3、5、7、9、11月に支給)
支給制限	・所得制限額を超過している場合 ・父、母又は養育者が公的年金給付を受けることができる場合 など
窓口	健康福祉課(子育て支援係)

⑤ 障害基礎年金

内容	次の条件のすべてに該当する方に支給されます。 ① 20歳前、国民年金の被保険者期間中または60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やケガの初診日があること。(既に老齢基礎年金を受けている方を除きます。) ② 上記①の病気やケガによる障害の程度が20歳に到達したとき、また初診から1年6か月経過時点(傷病によって期間短縮あり)またはその後65歳までの間において年金法の障害等級1・2級(手帳の等級とは異なります)の状態になっていること。 ③ 保険料納付要件を満たしていること。
保険料納付要件	初診日の前日において、次のいずれかの条件を満たしていることが必要です。 ① 初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、2/3以上が保険料納付済みであること。 ② 初診日に65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に、保険料の未納がないこと。 ※保険料の納付済みの期間には保険料免除、厚生年金、共済年金の期間を含みます。
窓口	町民生活課(国保年金係)又は石巻年金事務所 TEL 22-5115、Fax 93-8529

⑥ 障害厚生年金

内容	初診日(病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)に厚生年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしている方が、初診日から1年6か月経過した場合、もしくは治癒したときに、厚生年金保険法に定める障害(1~3級)が残っている場合に支給されます。
納付要件	障害基礎年金と同様
窓口	石巻年金事務所 TEL 22-5115、Fax 93-8529

⑦障害手当金

内 容	初診日（病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）に厚生年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしている方が、初診日から起算し5年以内に治癒（症状が固定）したものであって、障害厚生年金が受けられる障害等級3級よりも軽い障害が残った場合に一時金として支給されます。
納付要件	障害基礎年金と同様
窓 口	石巻年金事務所 Tel 2 2 - 5 1 1 5、Fax 9 3 - 8 5 2 9

⑧心身障害者扶養共済制度

内 容	保護者が生存中に一定額の掛金を納付することで、保護者が万一死亡又は重度障害になったとき、残された障害のある方に年金（1口あたり月2万円）を終身にわたり支給し、生活の安定を図る制度
加入資格	障害のある方【（1）知的障害者（2）身体障害者手帳1～3級所持者（3）精神又は身体に永続的な障害のある方でその程度が（1）又は（2）と同程度の方】の保護者の方で、年齢が65歳未満及び生命保険に加入できる健康状態にあること
掛 金	月額掛金は、加入時の年齢によって異なり、2口まで加入が可能（減免制度あり）
窓 口	健康福祉課（福祉係）

医 療

⑨自立支援医療（更生医療）

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で下記のいずれかに該当する方	
	障害の種類	給 付 の 対 象
	心臓機能障害	ペースメーカー埋込術、心臓移植後の抗免疫療法等
	腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術、腎移植後の抗免疫療法等
	小腸機能障害	中心静脈栄養法等
	免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法等
	その他の障害	肢体不自由、肝臓機能障害、目・耳の手術等も該当になります。
内 容	障害程度の軽減、除去などによる身体障害者の日常生活の能力向上を目的とし、医療費の一部を公費で負担する制度 ※事前の申請が必要です	
自己負担	医療費の1割 ※ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の所得額に応じて、月額負担上限額の設定があります。入院時の食事代及びベッド代は自己負担となります。	
手 続	（1）身体障害者手帳 （2）指定医師の意見書 （3）保険証または生活保護受給者証 （4）特定疾病療養受領証（お持ちの方） （5）個人番号（マイナンバー）が確認できるもの	
窓 口	健康福祉課（福祉係）	

⑩ 自立支援医療（育成医療）

対 象 者	身体に障害がある、又は現在の病気を放置すると将来障害を残すと認められる18歳未満の児童で、下記のいずれかに該当する方	
	障害の種類	給付の対象
	肢体不自由	手術、理学療法、補装具治療
	肝臓機能障害	手術、肝臓移植後の抗免疫療法等
	その他の障害	心臓・腎臓・小腸・免疫機能障害、目・耳の手術等も該当になります。
内 容	身体に障害がある児童、又は現在の病気を放置すると将来障害を残すと認められる児童（18歳未満）で、治療によって確実な効果が期待される場合、その医療費の一部を公費で負担する制度 ※事前の申請が必要です	
自己負担	医療費の1割 ※ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の所得額に応じて、月額負担上限額の設定があります。入院時の食事代及びベッド代は自己負担となります。	
手 続	(1) 身体障害者手帳（お持ちの方） (2) 指定医師の意見書 (3) 保険証または生活保護受給者証 (4) 特定疾病療養受領証（お持ちの方） (5) 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの	
窓 口	健康福祉課（福祉係）	

⑪ 自立支援医療（精神通院医療）

対 象 者	統合失調症、うつ病、てんかん、認知症などの精神疾患により、精神科等に通院している方	
内 容	指定医療機関において、継続した通院治療、投薬等を受けた場合に、費用の一部を公費で負担する制度	
自己負担	医療費の1割 ※ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の所得額に応じて、自己負担の上限月額が設定されます。	
手 続	(1) 診断書（精神通院医療用） ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 自立支援医療（精神通院医療）は、手帳用の診断書により、精神障害者保健福祉手帳と同時に申請が可能です。 <u>その場合、診断書（精神通院医療用）は不要です。</u> (2) 保険証または生活保護受給者証（写し可） (3) 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの (4) 障害年金を受給している方は年金証書（写し可） (5) 現在お持ちの受給者証（更新手続きの場合のみ） 更新手続きについて 1年ごとに更新手続きが必要です。診断書の提出は <u>2年に1回</u> 必要となります。 有効期限の3ヶ月前から手続き可能です。 例. 有効期限6月末⇒4月1日から手続き可	
窓 口	健康福祉課（福祉係）	

⑫心身障害者医療費助成 身知精

対 象 者	身体障害者手帳：1・2級及び3級の一部（心臓・腎臓・呼吸器障害等の内部障害） 療育手帳：障害程度A及び障害程度Bのうち職親に委託されている方 精神障害者保健福祉手帳：1級 その他：特別児童扶養手当1級該当児童等
内 容	医療保険を利用し、病院、診療所等で診療、投薬等を受けた場合の自己負担額（保険診療分の一部負担金）及び入院時食事療養費に係る標準負担額について助成する制度 ※医療保険外の診療、高額療養費等及び、付加給付金として償還される分は助成対象外となります。
助成申請	保険証、受給者証（該当者に交付）を医療機関・薬局等に提示するとともに、助成申請書（黄色の用紙）を窓口へ提出して下さい。
手 続	(1) 印鑑 (2) 保険証 (3) 身体障害者手帳 (4) 銀行の通帳 or 銀行カード (5) 所得証明書類（1月1日時点で女川町に住民登録されていない場合）
窓 口	健康福祉課（福祉係）

⑬特定疾病療養受療証の交付 身

対 象 者	特定疾病（人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）に罹患されている方
内 容	特定疾病にかかる医療費の医療機関へ支払う自己負担額が、1つの医療機関あたり1か月10,000円（入院・外来別、70歳未満の人工透析を必要とする方で、前年の総所得金額が600万円を超える世帯は20,000円）を超える部分を公費負担する制度
窓 口	町民生活課（国保年金係）、協会けんぽ、各健康保険団体

⑭後期高齢者医療への切替と撤回 身知精

対 象 者	一定の障害（下記のいずれか）がある65歳以上75歳未満の方 身体障害者手帳：1級～3級、4級の一部 療育手帳：障害程度A 精神障害者保健福祉手帳：1級～2級 その他：障害者年金受給者（年金証書1～2級）
内 容	後期高齢者医療障害認定申請を行うことで、65歳から後期高齢者医療保険に加入することができ、医療費の一部負担割合は1割・2割・3割のいずれかとなります。また、既に障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入された方でも、資格喪失届により撤回することができます。保険料等も変更しますので、詳しくは担当課（町民生活課 国保年金係）へお問い合わせ下さい。
窓 口	町民生活課（国保年金係）

⑮ 母子・父子家庭医療費助成 身知精

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭の母又は父 ・父母のいずれかが重度障害により就労困難な家庭の母又は父 ※児童が18歳到達最初の3月31日になるまで助成対象となります。
内 容	医療費について、健康保険等による自己負担額から次の金額を控除し、助成します。 ○入院：1件 2,000円 ○外来：1件 1,000円 1レセプト=1人につき、月毎、医療機関毎を1件とします。
助成申請	保険証、受給者証（該当者に交付）を医療機関・薬局等に提示するとともに、助成申請書（緑色の紙）を窓口へ提出して下さい。
窓 口	健康福祉課（子育て支援係）

税金・公共料金の減免等

⑯ 障害者控除 身知精


特別障害者	身体障害者手帳：1級、2級 療育手帳：A 精神障害者保健福祉手帳：1級	
普通障害者	身体障害者手帳：3級～6級 療育手帳：B 精神障害者保健福祉手帳：2級、3級	
控 除 額	特別障害者	所得税40万円、住民税30万円（同居特別障害者扶養控除制度あり）
	普通障害者	所得税27万円、住民税26万円
※介護認定を受けている高齢者で、認定基準に該当すれば、長寿介護係で発行する証明書を添付することにより、控除の対象となる場合があります。		
窓 口	所得税：税務署 住民税：税務課	

※その他、各種税の障害者に対する免除、減免等については各担当窓口にお問合せください。

⑰ NHK放送受信料の減免 身知精

全額免除	身体、知的又は精神の障害者手帳所持者のいる世帯で、世帯全員の町民税が非課税の場合
半額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚又は聴覚の障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合 ・重度の障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合 ※重度の障害者：身体障害1級、2級、知的障害A、精神障害1級
窓 口	NHK視聴者コールセンター TEL0120-151-515、0570-077-077 FAX045-522-3044 健康福祉課（福祉係）

⑱自動車税（種別割）・自動車取得税（環境性能割）の減免

対 象 者	次のいずれかに該当する場合（4月1日現在の状況による。）	
	<div style="text-align: right;"></div> ①障害者本人所有の自動車を、障害者本人が運転する場合 ②障害者本人所有の自動車を、生計を一にし、同居（別居も可※）する家族の方が障害者の通院等のために運転する場合。※別居の場合はその他の添付書類が必要となりますので、詳しくは宮城県東部県税事務所へお問合せください。 ③障害者のみの世帯で、障害者本人所有の自動車を、常時介護する方が運転する場合 ④知的障害者、精神障害者及び18歳未満の障害者（児）の場合で、生計を一にし、同居（同一敷地内の別居も可）する家族が所有する自動車を、家族が運転する場合 ※障害者1名につき1台が減免の対象となります。（減免額の上限あり）	
申請手続	(1)障害者手帳 (2)自動車検査証 (3)運転する方の運転免許証 (4)納税通知書 (5)マイナンバーカード又は通知カード を持参し、窓口で申請 ※なお、家族の方又は常時介護する方が運転する場合は、申請の際に健康福祉課福祉係で発行する生計同一証明書等が必要となります。 軽自動車税(種別割)の減免については、世帯別で生計同一者が運転する場合、上記(1)～(5)に加え、生計同一証明書又は戸籍全部事項証明書と扶養関係が分かるものの写し(確定申告書の控え等)が必要です。障害者のみの世帯で常時介護者が運転する場合、上記(1)～(5)に加え、常時介護証明書と運行計画書が必要です。 精神障害者保健福祉手帳の方の生計同一証明書等は東部保健福祉事務所で発行します。	
申請期間	種別割	普通自動車：5月31日まで 軽自動車：納期限の7日前まで
	環境性能割	普通自動車：運輸支局へ登録した日から30日以内 軽自動車：軽自動車協会へ届出した日から30日以内
窓 口	種別割	普通自動車：宮城県東部県税事務所 軽自動車：税務課
	環境性能割	普通自動車又は軽自動車：仙台中央県税事務所扇町出張所

【対象者の範囲】

障害の種類	身体障害者手帳						療育手帳	精神手帳
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	1級
視覚障害	◎	◎	◎	◎				
聴覚障害		◎	◎					
平衡機能、音声・言語機能障害			◎					
上肢不自由	◎	◎						
下肢不自由	◎	◎	◎	○	○	○		
体幹不自由	◎	◎	◎		○			
非進行性脳病変による運動機能障害	◎	◎※	◎※	○	○	○		
心臓・腎臓・呼吸器機能障害	◎		◎					
膀胱・直腸・小腸機能障害	◎		◎					
免疫機能障害	◎	◎	◎					
肝臓機能障害	◎	◎	◎					
知的障害							◎	
精神障害								◎

◎・・・障害者本人または生計を同じくする方、常時介護する方が運転する場合に減免
 ○・・・障害者本人が運転する場合に減免
 ※詳細については、問合せ窓口にご確認ください。



①9 郵便はがきの無償配布（青い鳥郵便はがき）

対象者	身体障害者手帳：1級、2級 療育手帳：障害程度A
内容	郵便葉書20枚を無償配布
申請窓口	毎年4～5月に手帳を持参し、最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く）へ申請 ※郵送申請可
問合せ	郵便局

②0 郵便料金の減免

内容	点字郵便物、点字ゆうパック、聴覚障害者用ゆうパック、心身障害者用ゆうメール、心身障害者団体発行の第三種郵便物などは、料金の減免制度があります。
窓口	郵便局

②1 携帯電話基本使用料等の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（等級限定なし）
内容	障害者本人が契約名義人となっている携帯電話をお使いの場合、基本使用料やその他のサービスについて割引となる場合があります。
窓口	お近くの各携帯電話会社ショップ、電話取扱店

②2 ふれあい案内（NTT 無料番号案内104番）

対象者	身体障害者手帳：1～6級の視覚障害者または1級2級の肢体不自由者 療育手帳：障害程度A・B 精神障害者保健福祉手帳：1～3級
内容	電話帳の利用が困難な、視覚・上肢等に障害のある方、知的障害及び精神障害のある方は、番号案内料が無料となる「ふれあい案内」を利用できます。 <u>※事前に登録が必要です。</u>
窓口	NTT 宮城支店 TEL0120-116-000（携帯電話からの場合） 又は 専用電話 TEL0120-104-174（全国共通 9:00～17:00）

②3 NTT ファックス104

内容	耳や言葉の不自由な方が、ファックスで電話番号やファックス番号を問い合わせることができます。
料金等	【利用料金】 104番の番号案内料と同様 【利用上の注意】 ※1回のお問い合わせは、15件までとなります。 ※電話帳登録のある方、もしくは事前に番号案内をお申し込みされた方の電話番号をご案内します。
窓口	申込 FAX0120-000-104（全国共通24時間受付・年中無休） 問合せ TEL0120-104-140（全国共通24時間受付・年中無休）

公共交通機関・自動車

②4 有料道路通行料金の割引



対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者				
内容	運転形態	割引率	身体	療育	備考
	障害者本人が運転	50%	1種 2種	なし	
	介護者が運転し障害者本人が同乗	50%	1種	A	<ul style="list-style-type: none"> ご利用にあたっては事前に申請が必要です。 障害者本人又は同居の親族等が所有する自家用車で有料道路を利用した場合、料金所で証明を受けた手帳を提示する（ETCを利用する場合を含む）と、料金が半額となります。 ※ETC利用での割引も事前に申請が必要です。 割引有効期限は申請した日から2回目の誕生日までとなります。
手続	ETCを利用しない場合		(1)障害者手帳 (2)車検証(個人名義) (3)免許証(本人運転の場合)		
	ETCを利用する場合		(1)障害者手帳 (2)車検証(個人名義) (3)免許証(本人運転の場合) (4)ETCカード(<u>本人名義</u>) (5)ETC車載器セットアップ証明書		
窓口	健康福祉課(福祉係) ※更新申請は割引有効期限の2ヶ月前から行うことができます。				

②5 JR運賃の割引



対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者						
内容	乗車券区分	割引率			身体	療育	取扱区間
		単独	介護付き				
			本人	介護者			
	普通乗車券	50%	50%	50%	1種	A	各駅相互間 ・本人が介護者とともに乗車する場合(距離制限なし) ・本人が単独で乗車する場合は片道100kmを超える区間に限られる。
		50%	50%	なし	2種	B	
定期乗車券(12歳以上) 普通回数券 普通急行券	なし	50%	50%	1種	A	各駅相互間 ・本人が単独で乗車する場合には割引されません。	
定期乗車券(12歳未満)	なし	なし	50%	1種 2種	A B	各駅相互間 ・本人が6歳未満の場合は無料 ・6歳以上12歳未満の場合は半額の子供料金で乗車可能	
窓口	みどりの窓口、JR東日本テレフォンセンター TEL050-2016-1600 (6:00~24:00)						

②⑥ タクシー運賃の割引 身知

対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者（等級限定なし）
内容	乗車時に乗務員に手帳を提示すると、料金が 1割引 となります。また、福祉タクシー券との併用も可能です。
窓口	各タクシー会社 ※各都道府県タクシー協会加盟のタクシーに限ります。

②⑦ 宮城交通バス運賃の割引 身知

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者							
内容	乗車区分	割引率			身体	療育	精神	備考
		単独	介護付き					
	本人		介護者					
	普通乗車券	50%	50%	50%	1種	A	なし	
		50%	50%	なし	2種	B	○ (路線バスのみ)	
定期乗車券 (12歳以上)	30%	30%	30%	1種	A	なし		
	30%	30%	なし	2種	B	なし		
窓口	宮城交通 石巻営業所 TEL 22-4161							

②⑧ 私鉄運賃の割引 身知

対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者
内容	JRと同様の割引を行っている場合がありますが、取扱が若干異なりますので直接鉄道会社へお問い合わせください。
窓口	各鉄道会社



②9 仙台市地下鉄・バス運賃の割引（仙台市交通局）



対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（等級限定なし）							
内容	乗車区分	割引率			身体	療育	精神	備考
		単独	介護付き					
	本人		介護者					
普通乗車券	50%	50%	50%	○	○	○ (本人のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 乗車券購入時に手帳を提示 大人通学定期は、介護者は割引対象外 写真添付のある手帳を提示 	
定期乗車券 (12歳以上)	定期券の期間により割引率は異なります					なし		
窓口	仙台市交通局 TEL 022-224-5111							

③0 航空機（国内線）運賃の割引



対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者
内容	割引の内容や手続きについては、各社ごとに異なりますので、各社にお問い合わせください。 (割引を利用すると他の割引との併用が出来なくなる場合がありますので、ご注意ください。)
窓口	各航空会社

③1 旅客船運賃の割引



対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者						
内容	割引対象			身体	療育	精神	備考
	単独	介護付					
		本人	介護者				
○	○	○	1種	A	△	割引の内容や手続きについては、各社ごとに異なりますので、各社にお問い合わせください。	
		△	2種	B			
窓口	各船舶会社						

社会参加の促進

③② 福祉タクシー券

対象者	身体障害者手帳：1～3級 療育手帳、精神保健福祉手帳所持者
内容	助成券1枚につき基本料金相当額を助成 1年間で48枚交付。人工透析を受けている方は1年間で96枚 ※年度途中で交付対象となる場合、申請月から3月分までの助成券を交付（月数×4枚） ※ガソリン費助成との併用不可
手続	(1)障害者手帳 (2)印鑑
窓口	健康福祉課（福祉係）

③③ ガソリン費助成

対象者	身体障害者手帳：1～3級 療育手帳、精神保健福祉手帳所持者
内容	月40ℓ上限×50円=2,000円/月が助成上限 ※福祉タクシー券との併用不可 ※入院や施設入所等されている場合は、助成対象外となり退院または施設退所等された後から助成対象となります。
手続	(1)障害者手帳 (2)印鑑 (3)車検証 (4)免許証 (5)通帳 毎年7月、11月及び3月の各15日までに前月分までのレシート等及び助成請求書を提出
窓口	健康福祉課（福祉係）

③④ 自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成

対象者	免許取得	町内に住所を有する身体障害者手帳・療育手帳所持者 (運転免許を取得することにより就労等の社会参加が認められる者)
	自動車改造	町内に住所を有する身体障害者 (肢体不自由により、自動車改造をしなければ安全な運転ができない者)
内容	免許取得	普通自動車運転免許の取得に要した 費用の2/3を助成 （限度額10万円）
	自動車改造	自らが所有し運転する自動車を、身体状況に応じ、操向装置、駆動装置等の改造に要した 費用の2/3を助成 （限度額10万円）
支給制限	特別障害者手当制度に準じた所得制限額を超過している場合（自動車改造費助成のみ）	
窓口	健康福祉課（福祉係） ※運転適性相談については石巻運転免許センターへ(Tel 83-6211) ※福祉係への 事前 相談が必要になります。	

③⑤精神障害者コミュニティサロン 精

対 象 者	精神障害等があって、回復途上にある者又は引きこもりの状態にある者
内 容	安心して過ごすことができる集いの場を提供し、外出機会を増やします。 サロンでは、手芸、園芸、軽運動、調理実習、野外活動など、本人の状態に応じて活動を行っています。 ◎通常は石巻のサロンを利用しますが、月1回は女川を会場にサロンを実施しています。
利 用 料	無料（ただし、活動内容により実費相当分の徴収があります。）
窓 口	（申請）健康福祉課 福祉係 （サロン）障害者コミュニティサロン “kai” 石巻市穀町11-29 1階 TEL93-2924

③⑥自動車運転適正相談 身

対 象 者	一定の病気にかかって治療中の方、リハビリ中の方、身体に障害のある方等
内 容	自動車等の安全な運転に支障があるかどうかについての個別相談
窓 口	石巻運転免許センター TEL83-6211（相談日を <u>事前</u> に予約してください。）

③⑦駐車禁止除外車両標章の交付 身知精

内 容	歩行が困難な障害者等が使用する自動車に対し、申請により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がない等のやむを得ない場合で、自動車に障害者等が現に使用している時又は乗車している時に限り駐車が認められます。（法定の駐停車・駐車禁止場所は対象外）
手 続	（1）障害者手帳 （2）車検証 （3）運転する方の運転免許証の写し （4）印鑑 ※一部の方は医師の意見書が必要です ※本人に標章交付となります。
窓 口	管轄の警察署交通課 石巻警察署 交通課 TEL95-4141

日常生活の援助等

③⑧ 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成 身

対 象 者	・呼吸器機能障害4級以上の身体障害者手帳所持者 ※在宅酸素療法又は人工呼吸器の使用を必要とする者に限る（酸素濃縮器等の使用を証明する書類が必要）
内 容	在宅において、酸素濃縮器の使用に要する電気代等の一部として、1か月あたり2,000円を助成する制度
手 続	(1)医師の指示書 及び 機器使用証明書 (2)振込先の通帳(ご本人名義) (3)印鑑 (4)障害者手帳 登録申請後、毎年7月、11月及び3月の各15日までに、前月までの電気料金の領収証等と助成請求書を提出
窓 口	健康福祉課（福祉係）

③⑨ 紙おむつ等助成券 身 知

対 象 者	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A
内 容	助成券1枚につき5,000円を助成。1年間で12枚交付。 ※年度途中に交付対象となる場合、申請月から3月分までの助成券を交付（月数×1枚）
手 続	(1) 障害者手帳 (2) 印鑑
窓 口	健康福祉課（福祉係）

④⑩ 車いす貸出 身

対 象 者	在宅の方で、車いすを必要とする方 ※原則として、介護保険の該当者及び入所、入院中の方を除く。
内 容	車いす1回5,000円で貸出
窓 口	女川町社会福祉協議会 TEL53-4333

④⑪ 生活福祉資金の貸付 身 知 精

対 象 者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方を含む世帯 ・低所得者世帯 ・高齢者世帯 ・失業者世帯
内 容	更生資金、福祉資金（福祉用具購入費・自動車購入費等）、住宅資金、療養・介護資金、修学資金、災害援護資金等について、3%以下の利率で貸付け （貸付限度額及び利率は、資金の種類によって異なります。） ※その他、低所得者世帯向けの生活安定資金貸付制度もあります。
窓 口	女川町社会福祉協議会 TEL53-4333

④②手話通訳者・要約筆記者の派遣 身

対象者	・聴覚に重度の障害がある方 ・音声・言語機能に障害がある方
内容	社会生活上必要不可欠な用務で、適当な意思伝達者がいない場合に手話通訳者等を派遣
利用料	無料（通訳者への謝金・交通費等は公費で負担）
窓口	健康福祉課（福祉係）

④③成年後見制度 知精

対象者	・知的障害者 ・精神障害者 ・認知症高齢者 など			
内容	精神上の障害によって判断能力が十分でない方を保護するための制度			
種類	区分	本人の判断能力	援護者	備考
	後見	全くない	成年後見人	裁判所により選任された援護者が、本人の身上監護や財産管理を行います。 ※監督人を選任することがあります。
	保佐	特に不十分	保佐人	
	補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度			
窓口	仙台家庭裁判所石巻支部 TEL 2 2 - 0 3 6 3 又は 相談支援事業所 おながわ司法書士事務所 TEL 9 0 - 9 6 6 3 女川町社会福祉協議会 TEL 5 3 - 4 3 3 3			

④④みやぎ地域福祉サポートセンター「まもり～ぶ」 知精

対象者	・知的障害者 ・精神障害者 ・認知症高齢者 など		
内容	判断能力が十分でない方に、契約に基づきサービスを提供し地域生活を支援する制度 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・財産お預かりサービス		
利用料	基本料金のほか、サービス料金が必要		
窓口	女川町社会福祉協議会 TEL 5 3 - 4 3 3 3		

住宅改造・補装具・日常生活用具の給付

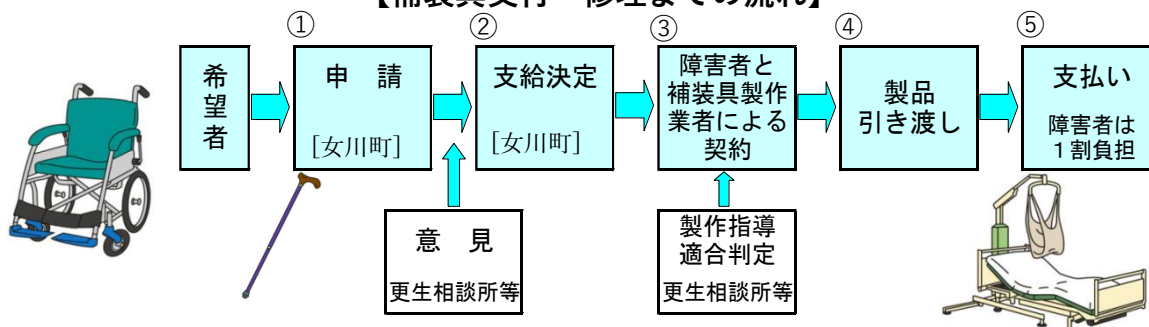
④5 高齢者・障害者住宅改造資金助成 身

対 象 者	① 65歳以上の者であって、身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者、介護保険の要介護認定及び要支援認定を受けているもの ② 身体障害者手帳の下肢及び体幹障害3級以上の者
内 容	日常生活の利便の向上及び介護者の負担軽減を図るための改修工事に係る費用合計の9割に相当する額を助成。 廊下、階段、浴室、居室、玄関、便所、その他必要と認める箇所 (対象外) ・住宅の新築、改造・購入又は増築に併せて行われる工事 ・助成申請前に着手又は完了している改修工事
手 続 き	(1) 申請書 (2) 工事見積書 (3) 改造箇所説明書等 (4) 改造前の状況を示す写真 (5) 申請者の所有する住宅以外の住宅に居住するものについては、住宅所有者又は管理者の工事承諾書 (6) その他必要と認められる書類 ※①の対象者は 事前 に長寿介護係への相談が必要になります。 ※②の対象者は 事前 に福祉係への相談が必要になります。
自 己 負 担	費用の1割 (その額が30万円を越えるときは30万円まで)
窓 口	健康福祉課 (福祉係、長寿介護係)

④6 補装具の購入・借受け・修理 身 難

主 な 種 目	障害者等の身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもの 例：義肢（義手、義足）、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、盲人用安全つえ、歩行器、補聴器、義眼、眼鏡など	
手 続	(1) 印鑑 (2) 身体障害者手帳 ※介護保険が適用される方は介護保険制度が優先されます。 ※代理受領方式のため、補装具の作製・修理の際は、必ず 事前 に窓口へご相談ください。	
	18歳未満	所定様式による医療機関の意見書が必要
	18歳以上	対象品目及び購入・借受け・修理の違いにより、宮城県の判定が必要
自 己 負 担	費用の1割 (所得等に応じた月額負担上限額の設定あり) ※町民税所得割額が46万円以上の方が世帯にいる場合は支給対象になりません。	
窓 口	健康福祉課 (福祉係)	

【補装具交付・修理までの流れ】



④7 難聴児補聴器助成事業 身

対 象 者	<p>町内に住所を有し、以下のすべての要件を満たす18歳未満の児童</p> <p>①両耳の平均聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であり、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。</p> <p>②補聴器の装用により、言語の早期習得等に一定の効果が期待できると医師が判断していること。</p> <p>※世帯員で市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は交付対象外となります。</p>
内 容	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入、修理に要する費用の一部を助成する制度
助 成 額	<p>補聴器購入等費と基準額を比較して、少ない金額の90%を助成</p> <p>※購入、修理前に申請が必要です。</p> <p>※耐用年数は原則5年です。</p>
手 続	(1)医師の意見書(町指定様式) (2)補聴器販売業者が作成した見積書
窓 口	健康福祉課(福祉係)

④8 日常生活用具の給付等 身知精難

手 続	<p>(1)印鑑 (2)身体障害者手帳 (3)種目により医師の意見書が必要</p> <p>※介護保険が適用される方は介護保険制度が優先されます。</p> <p>※現物給付のため、必ず購入前に申請(購入後の助成は不可)してください。</p>
自己負担	費用の1割 (所得等に応じた月額負担上限額の設定あり)
窓 口	健康福祉課(福祉係)

【主な日常生活用具の給付対象者一覧（身体・知的・精神・児童・難病）】

区分	主な種目		対象者（年齢・要件等がある場合があります）	上限額	
視覚障害	視覚障害用ボタブルコーダー		視覚障害2級以上	85,000円	
	盲人用時計（触読時計）		視覚障害2級以上	10,300円	
	盲人用時計（音声時計）		視覚障害2級以上	13,300円	
	点字タイプライター		視覚障害2級以上（本人が就労もしくは就学・就労予定の者）	63,100円	
	盲人用体温計（音声式）		視覚障害2級以上	9,000円	
	盲人用体重計		視覚障害2級以上	18,000円	
	視覚障害者拡大読書器		視覚障害者（本装置により文字等を読める者）	198,000円	
	点字ディスプレイ		視覚障害2級以上の者であって、必要と認められる者	198,000円	
	情報・通信支援用具		視覚障害又は上肢障害2級以上	100,000円	
	活字文書読み上げ装置		視覚障害2級以上	99,800円	
	点字図書		視覚障害者であって情報の入手を点字によっている者	—	
	点字器	標準型	真鍮版製	視覚障害者（児）	10,400円
			プラスチック製		6,600円
		携帯用	アルミニウム製	視覚障害者（児）	7,200円
プラスチック製			1,650円		
電磁調理器		視覚障害2級以上又は知的障害重度・最重度である18歳以上の者	41,000円		
歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障害2級以上	7,000円		
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置		聴覚障害2級以上	87,400円	
	聴覚障害用通信装置		聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者	71,000円	
	聴覚障害用情報受信装置		聴覚障害（テレビの視聴が可能となる者）	88,900円	
肢体不自由	特殊寝台		下肢又は体幹機能障害2級以上	154,000円	
	特殊マット		知的障害重度・最重度 下肢又は体幹障害1級（常時要介護者）	19,600円	
	特殊尿器		下肢又は体幹機能障害1級（常時要介護者）	67,000円	
	特殊便器		上肢障害2級以上	151,200円	
	入浴担架		下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に介助を要する者）	82,400円	
	体位変換器		下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に介助を要する者）	15,000円	
	携帯用会話補助装置		音声・言語障害又は肢体不自由（発声等に著しい障害がある者）	98,800円	
	入浴補助用具		下肢又は体幹機能障害（入浴に介助を要する者）	90,000円	
	移動用リフト		下肢又は体幹機能障害2級以上	159,000円	
	便器		下肢又は体幹機能障害2級以上	4,450円	
	手すり（便器につけた場合）		下肢又は体幹機能障害2級以上	5,400円	
	移動・移乗支援用具		平衡、下肢、体幹機能障害又は、視覚障害	60,000円	
	歩行補助杖（一本つえ）	杖木材	平衡、下肢、体幹機能障害	2,200円	
		杖軽金属		3,000円	
	居宅生活動作補助用具		下肢、体幹機能、視覚障害又は乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害（移動機能障害）を有する3級以上（同一の住宅につき1回限り）	200,000円	
	訓練いす		下肢又は体幹機能障害2級以上（18歳未満のみ）	33,100円	
	訓練用ベッド		下肢又は体幹機能障害2級以上（18歳未満のみ）	159,200円	
	頭部保護帽	革	平衡、下肢、体幹機能障害又は知的障害重度・最重度である者で、てんかん発作等により頻りに転倒する者	15,200円	
		プラスチック		36,750円	
	障内害部	透析液加温器		腎臓機能障害3級以上でCAPDによる透析療法を行うも者	51,500円
酸素ボンベ運搬車		医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000円		
ストーマ用装具		蓄便袋	膀胱・直腸機能障害（装具を必要とする者）	8,600円/月	
	蓄尿袋	11,300円/月			

	紙おむつ		脳原性運動機能障害（排尿・排便の意思表示が困難な者）	12,000 円
	収尿器 男性用	普通型	高度の排尿障害で必要と認められる者	7,700 円
		簡易型		5,700 円
	〃 女性用	普通型		8,500 円
		簡易型		5,900 円
	ネブライザー（吸入器）		呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障害を有する者	36,000 円
電気式たん吸引器		呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障害を有する者	56,400 円	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		医療保険における在宅酸素療法を行う者、人工呼吸器を常時使用する者、心臓機能障害を有する者であって必要と認められるもの	37,600 円	
音 声	携帯用会話補助装置		音声・言語障害、又は肢体不自由であり発声・発語に著しい障害がある者	98,800 円
	人工喉頭	笛式	喉頭摘出者	5,000 円
		電動式		70,100 円
	人工鼻		喉頭摘出者	23,100 円/月
知 的 障 害	特殊便器		知的障害重度・最重度 上肢障害 2 級以上	151,200 円
	火災警報器		知的障害重度・最重度・身体障害 2 級以上・精神 1 級の中で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者【寝室用 1 台・台所用 1 台】	5,000 円
	自動消火器		知的障害重度・最重度・身体障害 2 級以上・精神 1 級の中で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	28,700 円
	電磁調理器		視覚障害 2 級以上又は知的障害重度・最重度である 18 歳以上の者	41,000 円

～補装具・日常生活用具給付事業の利用者負担上限月額～

事業名	生活保護	低所得 1	一般世帯
・補装具給付	生活保護世帯に属する方	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯
・日常生活用具給付	0 円	0 円	37,200 円

※本人、配偶者の所得で区分（18歳未満は世帯の所得で区分）

障害福祉サービス（障害者総合支援法・児童福祉法）

◎サービス利用の利用方法 身知精難

障害福祉サービスを利用するためには、町役場への申請が必要となります。

また、18歳以上の場合、サービスの種類によっては、**障害支援区分**（※）が必要なサービスがあります。（給付の種類が「介護給付」のサービスを受けるためには、障害支援区分が必要です。）

相談・申請からサービス利用開始までの流れ

1. 相談・申請

役場健康福祉課もしくは相談支援事業所に相談、申請します。

2. 障害支援区分の認定調査

町の職員（認定調査員）がご自宅にお伺いし、ご本人と面接をします。
心身の状況に関する80項目の調査と概況の調査を行います。

3. 審査判定

一次判定

認定調査とかかりつけ医の医師意見書により、ご本人の心身の状況、特別な医療の必要性などの意見を求めます。それらの結果に基づいて、コンピューターで判定を行います。※医師意見書は役場で作成の依頼をします。



二次判定（審査会）

一次判定結果、概況調査、医師意見書などを踏まえ、審査会で判定します。



障害支援区分の認定・結果通知

二次判定の結果に基づいて、区分1～区分6、非該当の認定を行います。

4. サービス等利用計画案の作成

指定特定相談支援事業所が作成します。

5. 支給決定

サービス等利用計画案を踏まえ、決定します。

6. サービス等利用計画の作成

7. サービス利用開始

サービス提供事業所と契約を結び、利用を開始します。



（※）障害支援区分とは？

障害福祉サービスの種類や支給量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1から6までに分けられています。

◎サービスの概要・内容

障害福祉サービスには、大きく「障害福祉サービス（自立支援給付）」と「地域生活支援事業」の2つに分けられています。これらのサービスを組み合わせて利用することができます。

また、障害児のためのサービスとして「障害児福祉サービス」があります。

★【サービス対象者】 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者

1 障害福祉サービス（自立支援給付）

訪問系サービス・・・在宅でヘルパーの訪問を受けたり、通所して利用したりするサービス		
給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介助、調理、洗濯、掃除等を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害のある方で、一人での行動が難しい方に、危険を回避するために必要な支援、外出時の移動支援、排せつ・食事の介助等の支援を行います。
	同行援護	視覚障害で一人での移動が困難な方に、外出時にヘルパーが同行して移動の支援をします。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、短期間入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所など複数のサービスを包括的に提供します。

居住系サービス・・・入所施設や共同生活をおくる住まいの場で支援を受けるサービス		
給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	自宅での生活が難しいため、施設に入所している方に対して、入浴、排せつ、食事等の介助、必要な日常生活上の支援を行います。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活をしている方に、住居において行われる相談、入浴、排せつ、食事の介助、その他の日常生活での援助を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方に、定期的な居宅訪問を経て、日常生活の課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

日中活動系サービス・・・昼間の生活を支援するサービス		
給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療的ケアを必要とする障害のある方のうち、常に介護を必要とする方に対し、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援などをします。
	生活介護 (デイサービス)	常に介護を必要とする方に、施設で、入浴・排せつ・食事等の介助を行います。また、創作的・生産的活動も行います。(主に日中)
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練 生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	企業等での就労を希望する方に、一定期間、生産活動や職場体験などの機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、企業・自宅への訪問などにより、生活リズム、家計や体調管理などに関する課題解決に向けて、必要な指導・助言等の支援を行います。
	就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障害のある方に、生産活動の機会の提供や、知識及び能力向上のために必要な訓練などを行います。(雇用契約あり) ⇒一般就労への移行を目指します。
	就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある方に対し、生産活動の機会の提供や、知識及び能力向上のために必要な訓練などを行います。(雇用契約なし) ⇒就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。

2 地域生活支援事業

障害のある方が自立した日常生活、または地域生活を送るために女川町が行う事業です。障害福祉サービスと組み合わせて利用できます。(障害支援区分は必要ありません)

サービスの名称	内 容
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
日中一時支援	障害のある方を一時的に預かり、日常的な訓練等を行うとともに、家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ります。
訪問入浴	障害等により居宅での入浴が困難な在宅の重度障害者等に対し、訪問入浴車を派遣して入浴等の介護を行います。

3 障害児福祉サービス

サービスの名称	内 容
児童発達支援	身体障害や知的障害、精神に障害のある未就学児（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療の提供が必要な障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

◎サービスの利用者負担について

サービスを利用したときの費用は、1割を利用者が負担し、残りは町が負担します。ただし、月ごとに設定される利用者負担額には、上限額（利用者負担上限月額）が決められていますので、利用するサービスの量にかかわらず、上限額以上の負担はありません。また、1割負担で計算した利用料と上限月額を比べた場合、低いほうの金額が利用者負担となります。

●利用者負担上限月額（18歳以上の方は本人とその配偶者の収入を確認します）

区 分	世帯の収入状況		上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	町民税非課税世帯		0円
一般1	町民税課税世帯	障害児（所得割28万円未満）	4,600円
		障害者（所得割16万円未満）	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※施設入所者（20歳以上）、グループホーム入居者で町民税課税世帯の場合は、「一般2」になります。

◎まずは相談してみましょう！

女川町では以下の事業所に相談支援業務を委託しています。

相談支援事業所		
名称	電話番号	住所
石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ	24-8355	石巻市恵み野 1-3-8 A-2
障害児（者）相談支援事業所 ふりーすぺーす“kai”	93-2924	石巻市穀町 11-29 1階
ひまわりデイサービスセンター障がい者相談支援室	84-2518	東松島市赤井字八反谷地 100-5

障害がある方やその家族からの身近な相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のための援助等を行うとともに、地域での自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援を行っています。

障害福祉サービスの利用をご希望の場合や、暮らしに関するご心配事・お悩み事がありましたら、お電話や訪問等でお気軽にご相談下さい。

担 当：女川町健康福祉課 福祉係 電話：0225（54）3131
FAX：0225（53）5248

- 障害福祉サービスに関すること
- 障害支援区分認定調査に関すること



その他制度

制 度 名	内 容
訪 問 指 導	療養中の方又は発達の遅れ等がある方に対し、保健師等が訪問し、健康チェックのほか、介護方法・福祉制度の活用等の相談や保健指導を行う。 【窓口】健康福祉課
県営住宅の優先入居	身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を含む世帯は、県営住宅の入居を希望する場合に、当選率が高くなるなどの優遇措置があります。 【窓口】宮城県住宅供給公社 東部支社 募集班 TEL 85-0296
民間賃貸住宅入居支援事業	保証人が立てられないなどの理由により住宅の確保が困難な障害者に対し、民間賃貸住宅の入居先確保のための支援、入居継続のために必要な支援を行う事業 対象者⇒住宅確保困難障害者、地域生活移行者等(迷惑行為の恐れのない方に限る。) ※支援を希望する方には、保証会社による家賃債務保証契約をお願いしています。
マ ル 優 制 度	対象者：身体・療育・精神手帳所持者、障害基礎年金・特別障害者手当等の受給者 内 容：預貯金、合同運用信託、一定の有価証券の元本350万円までの利子等が非課税 【窓口】金融機関
新 福 祉 定 期	対象者：障害基礎年金等の年金受給者、特別障害者手当等の手当受給者など 【窓口】金融機関、郵便局（内容は窓口にご確認ください。）
障害者グループホーム体験ステイ	在宅の知的障害者が、空き室等を利用し、グループホーム等での生活を短期間体験することで、将来のグループホームへの移行を円滑に進める制度 【窓口】健康福祉課
知的障害者職親委託	知的障害者が就労等による自立更生を図るため、一定期間、事業経営者（職親）の下で、生活指導及び技能習得訓練等を受ける制度 【窓口】健康福祉課
精神障害者社会適応訓練（職親制度）	精神障害者が事業所に通いながら、他の従業員と一緒に作業（仕事）を行うことで、より現実的な社会生活を体験し、社会的な自立を目指す制度 【窓口】宮城県東部保健福祉事務所 TEL 95-1411
社会参加促進事業補助金の交付	障害者の社会参加促進等を目的として事業を行う、障害者で構成する団体又は障害者を支援する団体に対し、事業補助金を交付する制度 【窓口】健康福祉課
緊急通報システム	一人暮らしの重度身体障害者の方などが緊急に支援を必要とする場合に、緊急通報装置等の緊急ボタンを押すことにより、迅速に安否確認を行うシステム 【窓口】健康福祉課
オストメイト社会適応訓練	オストメイト（人工肛門・人口膀胱造設者）の方へ、社会適応訓練（ストーマ用装具の使用についての正しい知識や生活上の基本的事項を講習）を実施 【窓口】日本オストミー協会宮城県支部 TEL 0224-53-3847
盲導犬の育成・貸与	盲導犬との歩行について～盲導犬と生活してみませんか？ 盲導犬の育成には多くの方々がボランティアと寄付により支えられています。 【窓口】日本盲導犬協会仙台訓練センター TEL 022-226-3910 FAX 022-226-3990

各種相談窓口

● 障害者相談窓口

名 称	電 話 等	内 容
石巻市・女川町 基幹相談支援センター くるみ	石巻市恵み野 1-3-8 A-2 TEL 2 4 - 8 3 5 5	身体・知的・精神障害、発達障害のある方のあらゆる相談（下記事項等）に応じ、的確なアドバイスを行います。 ・福祉サービスの利用援助（情報提供、代行申請） ・住宅入居 ・財産管理 ・就労 ・年金手当 ・成年後見制度 ・専門機関の紹介・保健福祉制度
障害児（者）相談支援事業所 ふりーすぺーす“kai”	石巻市穀町 11-29 1階 TEL 9 3 - 2 9 2 4	
ひまわりデイサービスセンター 障がい者相談支援室	東松島市赤井字八反谷地 100-5 TEL 8 4 - 2 5 1 8	

● 就労（訓練）窓口

名 称	所 在 地 等	内 容
ハローワーク石巻 （公共職業安定所）	石巻市泉町 4-1-18 石巻合同庁舎 TEL95-0158	障害のある方の就労に関する助言、職業相談、職業紹介等を実施 例. 職場適応訓練など
宮城障害者職業 センター	仙台市宮城野区幸町 4-6-1 TEL022-257-5601	センター内での作業支援、職業準備講習カリキュラム（様々な職業に関する訓練）による支援を実施 例. ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援など
石巻地域就業・生活 支援センター	石巻市蛇田字小斉 24-1 TEL95-6424	障害者就労アドバイザー事業（障害のある方が職場に適応するまで一緒に出向く人的支援）を実施 例. 作業援助、職場実習、日常的な相談助言など
宮城障害者職業 能力開発校	仙台市青葉区台原 5-15-1 TEL022-233-3124	身体・知的に障害のある方で障害の状態が安定している方に、総合実務、パソコン、福祉機器製作等の訓練を実施（寮完備、ハローワークを通じての応募）
国立障害者リハビリ テーションセンター	埼玉県所沢市並木 4-1 TEL04-2995-3100	視覚障害者の自立に必要な指導・訓練教育を実施 例. あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科（3年又は5年）他 函館、神戸、福岡でも実施
国立職業リハビリ テーションセンター	埼玉県所沢市並木 4-2 TEL04-2995-1712	身体（宿舎あり）、知的・精神（通所のみ）障害者の方に、必要な訓練、職業指導、就職援助を実施 例. 機械技術、インテリアデザイン、情報技術科など

● 主要な機関の電話・FAX番号一覧

担 当 窓 口	住 所	電 話	F A X
女川町 健康福祉課 福祉係	女川町女川一丁目1番地1	54-3131 (代)	53-5248
女川町 健康福祉課 子育て支援係	同上	54-3131 (代)	53-5248
女川町 健康福祉課 長寿介護係	同上	54-3131 (代)	53-5248
女川町 町民生活課 国保年金係	同上	54-3131 (代)	53-5482
女川町 税務課	同上	54-3131 (代)	54-3959
女川町 保健センター	同上	53-4990	54-5248
女川町 子育て支援センター	同上	24-9341	53-5248
石巻市 福祉部 障害福祉課	石巻市穀町14-1	95-1111 (代)	22-6610
東松島市 高齢障害支援課	東松島市矢本上河戸36-1	82-1111 (代)	82-8143
石巻税務署	石巻市千石町2-35	22-4151 (代)	
石巻警察署	石巻市山下町1-6-20	95-4141 (代)	
石巻年金事務所	石巻市中里4-7-31	22-5115 (代)	93-8529
宮城県東部保健福祉事務所	石巻市あゆみ野5-7	95-1411 (代)	94-8982
宮城県東部児童相談所	同上	95-1121	23-3473
宮城県東部県税事務所	同上	95-1411 (代)	93-9020
宮城県仙台中央県税事務所 扇町出張所	仙台市宮城野区扇町3-3-10	022-232-5702	
NHK仙台 視聴者ふれあいセンター	仙台市青葉区錦町1-11-1	022-211-1002	
女川町社会福祉協議会	女川町鷲神浜字堀切山107-17 (女川町地域福祉センター1階)	53-4333	53-4336
ハローワーク石巻	石巻市泉町4-1-18	95-0158 (代)	22-2442
宮城県聴覚障害者情報センター (みみサポみやぎ)	仙台市青葉区上杉3丁目3-1 (みやぎハートフルセンター1階)	022-393-5501	022-393-5502





障害者のための国際シンボルマーク

障害のある人々が利用できる建物や公共交通機関を示す世界共通のシンボルマーク。

全ての障害者を対象とし、特に車イス利用者に限定するものではありません。

盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害を示す世界共通の国際シンボルマーク。



聴覚障害者のシンボルマーク（耳マーク）

聴覚障害を示す、国内で使用しているシンボルマーク。



ハート・プラスマーク

心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマーク。



オストメイトマーク

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すシンボルマークで、対応トイレの入口に表示するもの。



身体障害者補助犬啓発マーク

盲導犬・介助犬・聴導犬などの補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入口などに貼るマーク。



身体障害者標識（四つ葉のクローバーマーク）

肢体不自由の方が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。

自動車の前面又は後面に表示するよう努力目標とされています。



聴覚障害者標識

聴覚に障害がある方が運転する自動車に貼る標識。聴覚障害者標識を付けた車が、安全に通行できるよう配慮しましょう。



ハートフルマーク

重度障害者を多数雇用する全重協会事業所の製品・商品等に表示されているマーク。



※記載のシンボルマークは、対象者が提示を義務付けられているものではありません。
また、健康福祉課窓口で交付は行っておりませんのでご注意ください。

【編集・発行】

石巻市・女川町自立支援協議会、女川町役場健康福祉課

〒986-2265 女川町女川一丁目1番地1

TEL 0225-54-3131（代表） FAX 0225-53-5248